

納税緩和処置制度

①納税が困難

放置・無視

申請

納税の猶予

②督促状が届く

放置・無視

申請

換価の猶予

③差押え

放置・無視

申請

滞納処分の執行停止

④公売

適用されると

- ・ 差押えは回避・解除される
- ・ 公売（売却）は回避できる
- ・ 延滞税は大幅に免除される
- ・ 払える金額での分納が可能
- ・ 制度の延長も可能

適用されると

滞納本税・延滞税
が3年後または
即時消滅